

山形県立置賜農業高等学校

学校いじめ防止基本方針

最終改訂 令和8年 2月 9日

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることが必要である。

そのためには、『いじめは絶対に許さない』、『いじめは卑怯な行為である』、『いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる』との意識を持ち、人権侵害にあたる問題であることについても理解し、生徒と教師が、それぞれの役割と責任を自覚しなくてはならない。

1 いじめとは・・・

いじめの定義

ある生徒に対して、この生徒が在籍する学校に在籍している等この生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、いじめ行為の対象となったこの生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、あてはまるかどうかを判断する。また、好意から行った行為が思いがけずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合もいじめにあてはまる。これらのいじめについては、柔軟に対応していく。

なお、インターネット上で悪口を書かれていても、それに当てはまる生徒がそのことを知らずにいて、心身の苦痛を感じる等に至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえて適切な対応を行う。

〈いじめの態様〉

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

2 いじめ防止の為の取り組み

いじめの防止等の対策は、本校の他、教育委員会、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

未然防止

－ 教職員の取組み －

- (1) 生徒一人ひとりを大切にし、分かりやすい授業づくりを進める。
- (2) 学校全体に「いじめは絶対に許されない」との雰囲気作りを行う。
- (3) 生徒の居場所や仲間との絆を感じられる教育活動を推進する。

－ 生徒の取組み －

- (1) 多様性を認め合い、いじめ防止の取組みを生徒会が中心となって推進する。
- (2) いじめを見て見ぬふりをすることなく、声を上げる勇気も必要であることを理解する。
- (3) 性的マイノリティ等多様な生き方への理解を進める。

－ 家庭(PTA)・地域と連携した取組み －

- (1) PTA組織や保護者同士のネットワークを生かした特色ある取組みを推進する。
- (2) 学校ホームページやPTA総会、学校だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得る。
- (3) 教育相談を行う際に、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図る。

早期発見

－ いじめに気づく、見逃さない努力と工夫 －

- (1) 良好な人間関係づくりを通じ、いじめを訴えやすい学級経営に努める。
- (2) アンケートや個別面談等により、事実関係を詳しく聴き取り、継続的に注視していく。
- (3) 担任一人で抱え込むことなく「組織」で対応し、情報を共有しながら丁寧に見届ける。

早期発見のための具体的な取組

[教職員の努力]

- 生徒との信頼関係の構築
- 日々の学級経営の充実、校内生活の観察
- アンケート、チェックリスト等の活用

[生徒からの情報や相談]

- アンケート、生活ノート及び個別面談等の活用

[保護者からの情報や相談]

- チェックリスト、アンケートの活用

[学校と家庭、地域との連携・協力体制の構築]

[校内組織]

- 管理職への報告
- 組織的な情報収集
- 相談窓口の周知・体制整備

適切な対応

－徹底した組織的対応－

- (1) いじめを認知した場合、躊躇なく「いじめ防止対策委員会」に報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に対応する。
- (2) 迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた生徒の安全を確保する。
- (3) 校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確認し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

いじめ発生の場合の適切な対応

① 正確な
情報収集

② 指導体制・方針の確認
被害生徒の徹底した
安全確保

③ 生徒への指導
と支援
保護者との連携

④ 事後の対応
集団への指導
継続観察

いじめ解消の
要件

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月以上）
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

3 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応

－日常的に、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、
保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う－

学習障がいを含め、あらゆる障がいを持つ生徒

海外から帰国した生徒や外国人の生徒

性同一性障がい
や性的指向・性自認に係る生徒

被災生徒
※東日本大震災、
原子力発電所事故により避難

4 重大事態への対応

基本的な対処の構造

－いじめがあったのではないかと的前提で事実に向き合う姿勢－

① 事態が発生した際（疑いがあると認められたときも含む）は直ちに県教育委員会へ報告する。

事態が生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときには、直ちに米沢警察署生活安全課に通報する。

②事実関係を明確にするための調査を早い段階から「いじめ防止対策委員会」で実施する。

③調査結果等を教育委員会に報告し必要な情報を適切に提供する。

生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。

5 点検・評価と不断の見直し

—いじめ問題に関する取組が機能しているかを点検し、
常に見直しを図りながら推進するPDCAサイクルの確立—

- (1) 目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- (2) いじめ防止対策委員会は、学校基本方針の策定や見直し、いじめの取り組みが計画どおりに進んでいるかチェックし、いじめ対処のケース検討や課題をまとめ、必要に応じた計画の見直しを行う。